

議案第165号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（ <u>短期大学を除く。</u> ）をいう。第52条第2項第6号、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。） <u>において</u> 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（第90条第3項において同じ。）であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5～7 [略]	(職員) 第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学をいう。第52条第2項第6号 <u>エ</u> 、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。） <u>の学部で</u> 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（ <u>当該学科又は当該課程を修めて専門職大学（同法の規定による専門職大学をいう。以下同じ。）の前期課程を修了した者を</u> 含む。第90条第3項において同じ。）であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5～7 [略]
(設備の基準) 第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとす	(設備の基準) 第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとす

る。

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ～ク [略]

（職員）

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定による大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者

ウ・エ [略]

（児童指導員の資格）

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相

る。

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ～ク [略]

（職員）

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定による大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者

ウ・エ [略]

（児童指導員の資格）

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相

当する課程を修めて卒業した者

(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) [略]

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2 [略]

3 心理療法担当職員は、大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) [略]

(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員

当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) [略]

(9) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2 [略]

3 心理療法担当職員は、大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) [略]

(8) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

としてその職務に従事したもの	
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。